



JASSO

給付奨学生証 (給付奨学生採用決定通知)

学 校 名 日本学生支援大学

① 奨学生番号 5XX-XX-XXXXXX

学籍番号 J12345

② 給付 太郎 様

あなたは独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学生に採用されたことを証します

社会との繋がりを意識し、社会の担い手としての自覚を持って勉学に励んで下さい

令和 XX 年 4 月 1 日

独立行政法人
日本学生支援機構理事長

吉岡 知哉

(印影印欄)

- ③ 給付の始期 20XX年 4 月分
④ 給付の終期(予定) 20XX年 3 月分
⑤ 給付月額 38,300 円(自宅通学)
⑥ 支援区分 第Ⅰ区分
⑦ 振込先金融機関名 機構信用金庫

- ⑧ (注1) 「給付月額」及び「支援区分」は給付の始期から終期までの間で、定期的に又は事由発生ごとに見直されます。
(注2) 「自宅外通学」として申請した場合でも、権限書類等により「自宅外通学」であることを根拠で確認できるまでは、自宅通学者の支給対象となります。
自宅外通学であることを確認後、差額分をまとめて支給します。

(参考)に関する規定(給付月に開催する資金請求・他の取扱いの説明について)

1. 本紙に記載の学年会に付ける規定(地区は不規がある場合は、この区分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、独立行政法人日本学生支援機構理事長に対して資金請求をすることができます。ただし、この区分の前の翌日から起算して1年を経過した場合は、請求できません)、資金請求を行なう場合は、独立行政法人日本学生支援機構理事長に対して、資金請求の方法等についてお問い合わせください。
2. この区分について、この区分があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、独立行政法人日本学生支援機構(代表者理事長)を権限として、他の取扱いの説明を提起することができます。ただし、この区分の前の翌日から起算して1年を経過した場合は、他の取扱いの説明を提起することができます。また、上記の資金請求に対する権限があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、黄面所に対して当該款項を領した後の他の取扱いの説明を提起することができます。ただし、当該款項の前の翌日から起算して1年を経過した場合は、他の取扱いの説明を提起することができます。